

1. 背景

・こども基本法(抜粋)

第3条

全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

第11条

地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こどもまんなか社会の実現に向けて

2. 意見聴取の目的・役割

・施策の実効性・計画の実効性を高める

- (1) 計画策定時の課題や施策の取り組みの方向性へ反映
- (2) 評価指標として、市の取組み等への満足度の把握
- (3) 事業実施時の留意すべき点や、事業の目標値への反映
- (4) 新規事業の提案、実行

・こどもたちの社会参画の推進

「こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」(こども大綱より)

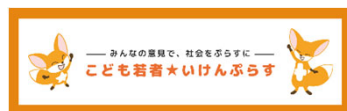
計画の充実と、こどもたちへの教育的側面
その両立を図るもの

3. 意見聴取の継続性の検討

こども家庭庁ではこどもたちへの常設の意見聴取の場として、『こども若者★いけんぶらす』を実施。

国の施策等に対する意見や、登録したメンバーで決めたテーマについて、様々な手法により意見を募り、国の施策や事業実施の参考としている。

⇒市川市での恒常的な意見聴取の場について検討



① 計画策定に向けた意見聴取実施

② 意見の取得状況や分析

- ・実際に出了意見の状況等から、常設の意見聴取として効果的なものを把握
- ・こども関連部局だけではなく、横断的にこどもの意見を反映していく体制の検討

③ 恒常的な意見聴取の仕組みを運用へ

4. 意見聴取の取り組み

	概要	注意点
ワークショップ	計画の策定に向けて子ども・若者の意向を把握・反映するためにワークショップを開催する。 6名程度のグループに分かれ、各グループにファシリテーターを配置し意見聴取を行う。 開催方法 : 対面 開催回数 : 2回程度 参加人数 : 各回20名程度 【テーマ案】 「いちかわし」の未来について こどもたちに住みやすいまちとは？	参加者が集まりにくい 限られた参加者の意見になるため、計画の反映時には調整が必要
出張ヒアリング	こどもたちが普段から集まる場所に出向き、慣れた環境の中で、直接意見を伺う。施設の一角においてブースを設け、普段の活動の邪魔にならないよう、簡単に意見表明が可能な方式で意見を伺う。 開催候補地 : こども館 等 聴取方法 : シール貼付によるアンケート実施 【テーマ案】 「居心地のいい場所とは」「あなたが幸せを感じるときは」	短時間で回答ができるような配慮が必要 限られた参加者の意見になるため、計画の反映時には調整が必要
アンケート調査	幅広い年代を対象とした、Webアンケート調査を実施 ニーズ調査と同様の、施策・事業の認知度や施策に対する満足度など定量的に把握できる意見聴取の実施 【アンケート内容案】 こども館等の認知度、公園の利用率、放課後の過ごし方、こどもに関する取り組みの満足度など	詳細な情報提供をしたうえで意見聴取はできないため、意見を聞く項目については調整が必要
庁内意見聴取の活用	庁内各部署にて実施しているこども向けのアンケート調査等における、こどもたちの意見を把握 (参考例) ・児童議会(7~8月開催)における質問や、事前勉強会におけるこどもの意見 ・市川市総合計画策定に向けた、中高生アンケートにおける自由意見 ・びあばーく妙典こども施設のこどもによる運営委員会等における居場所に関する議論	—
こども意見箱の設置	こどもたちが、市に対して自由に意見を出すことのできるWebフォームを設置。テーマに縛られず、気づいたこと思ったことなど投稿できるものを想定。投稿された内容は、こども施策課職員が確認し投稿者への返信もしくはWeb上で回答を公開する。 ※現行の市民の意見箱。各課への問い合わせのこども専用版のイメージ	こどもからの発信待ちとなるため、周知の仕方に工夫が必要

※専門事業者やNPO法人等への委託と市職員による直接の実施を想定

大人側への研修として、こども家庭庁主催の「こども意見ファシリテーター講座」や各説明会等を受講し、こどもたちに配慮した意見聴取に努める

⇒それぞれの取り組みにおいてメリット・デメリットを整理し、可能なかぎり多くの意見を計画に反映していく